

.個人情報保護条例解釈運用基準

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、本市の個人情報保護制度についての基本的な考え方を示したものである。

【解釈】

- 1 本市では、昭和57年10月から市が保有する個人情報のうち電子計算機で処理するものを対象とした個人情報保護制度を実施してきた。平成11年に全面改正された個人情報保護制度は、手作業処理、電子計算機処理にかかわらず、市が持っているすべての個人情報について、適正な取扱いのルールを定めるとともに本人が自己の情報を確認するために開示請求などの権利を明らかにするものである。
- 2 本市が保有する個人情報について、情報主体である個人に対して自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する権利を保障するために、この条例に定める要件を満たした請求に対し、市は当該請求に係る個人情報を開示、訂正又は利用停止する義務を負うことになるものである。
- 3 「個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める」とは、個人情報の収集から保有及び利用提供という一連の情報の流れに、社会通念上適正と認められるような一定の取扱いルールを設けようとしたものである。
- 4 「個人の権利利益の保護」とは、プライバシーとしての人格的な権利利益のほかに、社会生活上の権利利益や経済的な権利利益の侵害を防止しようとするものである。

第2条 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。
- (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。

【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語の意義について定義したものである。

【解釈】

第1項第1号関係「個人情報」

- 1 「個人に関する情報」とは、通常、個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、成績、職歴、家族状況、親族関係、所得、財産等の個人に関するすべての情報をいう。また、個人に関する情報であれば、住所、国籍にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人の情報が保護対象となるものである。なお、死者には権利能力がないことから、自己情報の開示請求権等を行使できないが、実施機関は保有する個人情報のすべてを適正に管理する必要があることから、死者の個人情報も保護対象となるものである。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、個人の尊厳に関するものを保護しようとする本号とは別の問題であり、個人に関する情報から除外した。
- 3 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいうものである。
 - (1) 氏名、住所等の情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
 - (2) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるもの
- 4 「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関して記録された情報」とは、法人等が市に提出する許可、認可等の申請書、届出書、報告書等の情報をいう。「法人その他の団体」の「法人」とは、株式会社・有限会社等の営利法人、社会福祉法人・学校法人等の公益法人等すべての法人をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、PTA等で法人格は有していないが、団体などの規約や代表者が定められている団体

をいう。

また、国及び地方公共団体については、その公共性にかんがみ、「法人その他の団体」の範囲から除外するものである。

5 「役員」とは、法人等において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、株式会社の取締役、監査役及び公益法人の理事、監事並びに団体の代表者、監事その他の役員等をいう。

6 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性があるものをいい、次のような情報をいう。

ア 氏名、住所等の情報から直接的に特定の個人が識別されるもの

イ 他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別されるもの

第1項第2号関係「実施機関」

1 「実施機関」とは、この条例に基づき公文書の公開を実施する機関をいい、本市においては、地方自治に基づいてそれぞれ独自の所掌事務の管理及び執行権限を有する市長、委員会、委員、及び議会を実施機関とした。また、実施機関には実施機関の組織規則などにより定められている各部課、出先機関及び教育機関の全体を含むものである。

なお、本市水道部は、地方公営企業法に基づく水道事業管理者の補助機関であるが、同法第8条第2項には「管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、地方公共団体の長が行う」と規定されていることから、本号「市長」としての実施機関に含めるものとする。

2 また、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の付属機関（各審議会、審査会等）も当該実施機関に含まれる。

第1項第3号関係「公文書」

1 「公文書」とは、開示請求の対象となる公文書概念を明らかにしたものであり、公文書の範囲を限定したものである。

2 「実施機関の職員」とは、第2号に規定する実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての職員をいい、特別職か一般職かを問わない。

なお、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する市町村立学校の県費負担教職員は、本市教育委員会の指揮監督権限のもとに、本市教育委員会に属する教育行政に携わっているものであり、実施機関の職務に従事することによって課される義務を直接負うため、実施機関の職員に含む。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したという趣旨である。なお、「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令により、実施機関に委任された事務（機関委任事務）及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含むものである。

4 「文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）」とは、この条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には次のとおりである。

(1) 「文書」とは、文字又は文字に代わる可続的符号を用いて、ある程度永続すべき状態において、意思、観念、認識又は事実の表示を記載したものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳簿類等がある。

(2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、具体的には、地図、図面、設計図、ポスター等をいう。

(3) 「マイクロフィルム」とは、保存を目的に(1)及び(2)を撮影したものをいい、文書又は図画の原本に準ずるものとして公文書に含まれる。

(4) 「電磁的方式」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等

をいい、電磁的記録管理要綱に規定するものこと。

- 5 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態で、各実施機関が文書管理規程等に基づき公的に支配していることをいう。

第1項第4号「電子計算機処理」

- 1 「電子計算機」とは、デジタル回線により構成されたプログラム内蔵方式による電子式情報処理機器をいう。
- 2 「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理」とは、通常電子計算機により情報を処理する場合の具体的な類型を列挙したものであり、個人情報処理する場合とその他の情報を処理する場合とで異なることを意味するものではない。
- 3 「専ら文章を作成するための処理」とは、ワードプロセッサ機能を有する専用器を指す。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的達成のために実施機関が必要な保護措置を講ずるよう一般的責務を定めたものである。

【解釈】

「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、この条例に定める具体的保護措置に限らず、この条例の目的を達成するために必要と考えられる各種の普及、啓発、職員研修等のすべての施策をいう。また、個人情報の取扱いに関し市民等から苦情の申出があった場合に迅速かつ適切に対応することも含むものである。

第4条（事業者の責務）

第4条 事業者(法人等及び事業を営む個人をいう。)は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、その適正な取扱いに努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護について、事業者が果たすべき役割を明らかにしたものである。

【解釈】

本条の意味するところは、事業者がその事業の実施に当たり個人情報の収集、保有、利用及び提供を行う場合には、個人の権利利益を侵害することがないように基準を定めたり、自己情報の存否や内容の照会を受けた際には承諾するなどの措置を自主的にとる必要があるということである。

第5条（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護については、市民の理解と協力が不可欠なことから、市民が果たすべき役割を明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 本条の意味するところは、自分自身に関する情報を自分で守るという意識を持ちながら、日常生活において自己情報を不用意に他人に提供したりしないよう心掛ける必要があるということである。
- 2 また、他人の個人情報が記録されているようなものを安易に関係者以外の者へ提供してしまった場合には、不都合な目的で利用されてその人の権利利益が侵害されるようなことも起きるので、十分な注意が必要であるということである。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

第6条 (個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (8) 個人情報の収集先
- (9) 個人情報の利用及び提供の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が事務事業を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、概要、目的、取り扱う個人情報の対象者、収集先及び利用提供の状況等を明らかにするとともに、自己情報の開示請求等の円滑な実施に資するため、個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧に関する必要な事項を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が行う事務事業において個人情報を取り扱う場合には、その事務事業について所定の事項を記載した登録簿の作成義務があることを明らかにし、作成した登録簿を一般の閲覧に供することとしたものである。
- 2 「個人の氏名、生年月日その他の記述」とは、個人の氏名、生年月日、住所及び役職名等の当該個人の属性を記載したものをいう。
- 3 「個人別に付された番号、記号その他の符号」とは、各種免許証、保険証、年金手帳、カルテ等で必要に応じて個人情報を整理するために使用される番号や記号等をいう。
- 4 「検索し得る」とは、個人情報が名簿、台帳、一覧表等の形式に整理され、個人が検索可能になっている状態又は検索可能性を確保するために何らかの工夫が施されている状態をいう。
- 5 「公文書又は磁気テープ等」とは、第2条第3号及び第5号の解釈と同義である。
- 6 「一般の閲覧に供さなければならない」とは、登録簿を備え、市民等が閲覧できるようにしておくことである。

第2項関係

本項は、事務事業の開始前又は登録事項の変更前に登録簿への登録又は変更を行う必要があることを定めたものである。

第3項関係

本項は、実施機関が個人情報取扱事務を廃止したときの登録抹消について定めたものである。

第7条 (収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 国又は他の地方公共団体から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (6) 他の実施機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、塩竈市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で実施機関が当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するときの原則を定めるとともに、収集目的、収集方法及び収集する個人情報の種類別に制限を設けたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集するときは、事務事業の執行に不必要な個人情報を収集することがないように、当該個人情報を取り扱う目的を達成するために必要な範囲内で行うことを定めたものである。
- 2 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を入手することをいい、入手の形態又は方法を問わない(口頭による場合も含む。)
- 3 「あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし」とは、個人情報の収集を開始する前に当該個人情報の収集を行う目的を明示する必要があることを明らかにしたものである。

第2項関係

本項は、実施機関が個人情報を収集するときは、適法な手段によるとともに社会通念に照らし公正な手段による必要があることを定めたものである。

第3項関係

- 1 本項は、個人情報を収集するときには、本人から収集することが原則であり、この原則を実施機関が遵守する義務があることを示したものである。
- 2 「本人から収集」とは、実施機関が本人から直接収集する場合のほか、届出書、申請書等

を本人の使者等を介して受け取る場合も含むものである。また、法定代理人からの被代理人に関する情報の収集は、本人からの収集とみなすものである。

第3項第1号関係

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令並びに条例及び条例の委任に基づく規則規程をいう。
- 2 「定めがあるとき」とは、法令の規定により、本人以外の者に対し、実施機関への個人情報の提供を義務付けている場合（以下「義務規定」という。）又は実施機関の裁量により、本人以外の者から個人情報を収集し得る根拠となると解釈される場合（以下「できる規定」という。）をいう。したがって、本号に基づき収集することができる個人情報の範囲は、法令の規定の趣旨により認められる範囲に限定されるものである。

（1）「義務規定」による収集の例

地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6の規定に基づく給与支払報告書等の提出
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第19条の規定に基づく戸籍附票の記載の修正等のための市町村長間通知

（2）「できる規定」による収集の例

地方税法第20条の11の規定に基づく官公署等への協力要請
生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の規定に基づく調査の囑託及び報告の請求

第3項第2号関係

- 1 「本人の同意があるとき」とは、本人以外の者から収集することについて、文書又は口頭により本人の同意が得られる場合をいう。
- 2 本人が所属する団体からの推薦又は申請等に本人の個人情報が含まれる場合であって、本人の同意があると客観的に判断できるときは、本号に該当するものである。具体的には、市が行う行事への参加申込において、団体の代表者から当該団体の参加者名等を収集する場合などがあげられる。

第3項第3号関係

- 1 「緊急かつやむを得ない」とは、消防活動、救急活動、災害対策その他これらに類する場合で、個人情報を本人から収集することの時間的余裕がなく、かつ、他に収集の方法がない等本人以外の者から収集することについて相当な理由があることをいう。
- 2 緊急性があるときに本人収集の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体、財産の保護を欠くおそれがあるため、本人収集の原則の例外としたものである。

第3項第4号関係

「出版、報道等により公にされた」とは、出版、報道等により不特定多数の者が知り得る状態におかれている場合をいい、不動産登記簿のように法令等で何人も閲覧することができるかとされている場合を含むものである。

第3項第5号関係

- 1 本号は、収集する相手方が国、他の地方公共団体であって、個人情報を取り扱う事務事業の執行上やむを得ない場合には、本人からの直接収集の原則の例外とする趣旨である。
- 2 「事務の執行上やむを得ない」ことの判断は、一般的な基準を典型的にあらかじめ定めることが困難であるため、本条の趣旨等に照らし、個別事例ごとに行うものである。

第3項第6号関係

本号は、第8条で「利用及び提供の制限」の適用除外としているものについては、収集の制限を課す必要がないことを明らかにしたものである。

第3項第7号関係

本号は、本項の適用除外の第1号から第6号までに該当しない場合で、審査会の意見を

聴いた上で、実施機関が本人以外の者から収集する必要があると判断したときは、本人からの収集原則の例外とする趣旨である。

第4項関係

- 1 本項は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、憲法上の内心の自由等の基本的人権にかかわるものであり、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、原則としてその収集を禁止し、次の場合に限り、例外として収集できることを定めたものである。
 - (1) 法令の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報を取り扱うことが必要かつ不可欠と実施機関が認めて収集するとき。
- 2 「思想、信条」に関するものとは、支持政党などの個人の政治的な考え方や人生観などの精神的、内面的な内容に関する情報をいう。
- 3 「信教」に関するものとは、信仰している宗教及びその宗派名等の情報をいう。
- 4 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、人種、民族、犯罪歴等のように取扱いを誤ると不当な差別の原因となったり、又はなるおそれのある個人情報をいう。
- 5 「法令に定めがあるとき」とは、本条第3項第1号における解釈と同義であり、取扱いの義務若しくは権限がある場合又は要件審査の際に収集することを法令が予定している場合等がこれに該当し、具体例としては次のようなものがある。
 - (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項及び第4項の規定に基づき公職の候補者の所属政党等を届け出る義務がある場合
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に基づき職員採用の際に欠格事項の有無を確認する場合
- 6 「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるとき」とは、事務事業の性質上当該個人情報を収集しなければ事務事業の目的達成が困難になると認められる場合である。

第8条（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、若しくは提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項各号の規定に基づき、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限、その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集した後に、その利用又は提供を行うに当たって、個人の権利利益を侵害しないよう制限を設けたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本条は、実施機関が個人情報の利用又は提供をするときは、目的外の利用及び提供を禁止するとともに、併せてその例外事項を定めたものである。
- 2 「利用」とは、実施機関が当該実施機関内で個人情報を取り扱うことをいう。例としては、市長部局のある課で保有している個人情報を市長部局の他の課で使用する場合等があげられる。
- 3 「提供」とは、実施機関が当該実施機関以外の者へ個人情報を提供することをいい、次のような場合も含まれるものである。
 - (1) 教育委員会事務局のある課で保有している個人情報を市長部局の他の課で使用する場
合
 - (2) 市長部局のある課で保有している個人情報を国若しくは他の市町村に提供する場合
- 4 「個人情報を取り扱う目的以外の目的」とは、個人情報を収集する目的に沿わないことをいい、目的外であるかどうかは、第6条第1項の規定による登録簿に記載されている取扱目的等から、各実施機関が個別に検討して判断することになる。

第1号関係

- 1 「法令」とは、第7条第3項第1号における解釈と同義であり、「法令に定めがあるとき」とは、法令の規定又は解釈により個人情報の目的外の利用又は提供が義務付けられている場合等をいうが、「照会することができる」、「報告を求めることができる」など強制力を持たない、いわば提供する側に裁量の余地があるものについては、個人の権利利益を侵害することがないかどうかを慎重に判断して対応する必要がある。

- (1) 提供が義務付けられている例

民事訴訟法（明治23年法律第29号）第312条に基づき裁判所の文書提出命令に

従い公文書を提出する場合

会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条に基づき帳簿等の提出要求に従い帳簿等を提出する場合

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の2第2項に基づき麻薬中毒患者を厚生労働大臣に報告する場合

地方自治法第100条第1項に基づき記録の提出請求に従い公文書を提出する場合

情報公開条例（平成10年塩竈市条例第21号）第6条に基づく請求に対して公文書を公開する場合

（2）提供する側に裁量の余地がある例

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基づく犯罪捜査のための必要事項の照会

民事訴訟法第262条に基づく裁判のための必要な調査の囑託

弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2に基づく受任している事件について、弁護士の職務を行うための必要な事項の照会

第2号関係

「本人の同意があるとき」とは、個人情報の目的以外の利用又は提供が行われることについて、本人が文書若しくは口頭により同意している場合又は客観的に同意していることが明らかになっている場合をいう。

この場合は、事前に個人情報の目的外の利用又は提供の内容を具体的に明示して本人の同意を得る必要がある。また、本人の同意が限定的にされたときは、その限定された範囲内で目的外の利用又は提供が認められるものである。こうしたことから、例えば表彰やコンクール等の受賞者名を広報誌等に掲載する場合、講座や講習会等の参加者名簿を参加者全員に配布する場合のような目的外の利用又は提供については、あらかじめ個人情報の収集の段階で本人の同意を得ておくことが適当である。

第3号関係

「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、第7条第3項第3号における解釈と同義であり、厳密に解釈する必要がある。したがって、単なる行政上の都合は、本号に該当しないものである。

第4号関係

- 1 本号は、実施機関が行政事務の執行に当たりその効率化等を図り、住民サービスなどの向上に資するため、相当な理由があるときに限り例外的に個人情報を同一実施機関内で目的外に利用し、又は公の機関相互の目的外の提供を認めることにしたものである。
- 2 「事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由がある」ことの判断は、公の機関相互の目的外の利用又は提供が客観的にみて合理的な理由があると認められる場合で、個人情報が使用される目的、範囲及び個人情報の内容を個別的に検討して行う必要がある。例としては、広報資料の送付又は会議等の案内のため、保有する名簿等の個人情報を実施機関内で利用する場合等があげられる。

第5号関係

本号は、専ら統計の作成や学術研究などに限って利用される個人情報は、公共性が高く、使用目的が明確であることから、利用提供の制限の例外事項としたものである。しかし、この場合でも個人の権利利益の侵害のおそれが発生しないような配慮が必要であり、特に実施機関以外のものへの提供に当たっては、不必要な部分の個人情報を削除する等の方策を講じなければならない。

本号該当事例としては、市立病院等で保有する患者の診療記録等を疾病の予防等の研究のために実施機関内で利用し、又は大学、研究機関等に提供する場合等があげられる。

第6号関係

本号は、本条ただし書に規定する適用除外事項の第1号から第4号までに該当しない場合であって、実施機関が個人情報を目的外に利用又は提供する必要があると判断したときは、審査会の意見を聴いた上で目的外の利用及び提供の禁止の例外事項とすることができることとしたものである。

第2項関係

本項は、実施機関が個人情報を提供する場合には、必要に応じて提供を受けるものに対し利用の目的や方法の制限、その他の必要な制限を行いながら、実施機関として個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることを定めたものである。

第9条（電子計算機の結合の制限）

第9条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うにあたっては、本市以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、法令に定めがあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて当該電子計算機の結合を行うことに公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

【趣旨】

本条は、通信回線を利用した電子計算機の結合による本市以外の者への個人情報の提供を制限するために設けられたものである。

【解釈】

- 1 本条は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されるおそれがないような保護措置が取られている場合以外は、本市以外への電子計算機の結合による個人情報の提供を行うことができない旨を定めたものである。
- 2 「公益上の必要」とは、市民等への行政サービス又は公共の福祉の向上等のための必要性をいう。
- 3 「審査会の意見」は、電子計算機の結合による個人情報の提供が本条の規定に沿うものかどうかを客観的かつ公正に判断できるようにするために聴くものである。

第10条（適正管理）

- 第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
 - 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される公文書に係るものについては、この限りでない。
 - 4 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有する個人情報の管理を適正に行うためには、個人情報の安全性及び正確性等の確保が必要であること並びに保有の必要がなくなった個人情報については速やか、かつ、確実な廃棄又は消去が必要なこと等を定めるとともに、実施機関の職員又は職員であった者に対し、業務上知り得た個人情報の適正な取り扱いを義務付けたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関に対し、保有する個人情報を管理するに当たり、その漏えい、滅失、き損等が生じないように安全措置を講じることが求めたものである。
- 2 「適切な管理のために必要な措置」とは、個人情報を管理する上での必要な管理規程の整備、安全な保管施設設備の設置、電子計算機処理に係るセキュリティの確保等をいう。また、これらを実効性のあるものとするための職員研修も必要不可欠な措置である。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を取り扱う場合には、その正確性、最新性等を保つよう求めたものである。
- 2 「正確、完全かつ最新なものに保つ」とは、次の措置を講ずることである。
 - (1) 個人情報を収集又は保有するときには、その情報に関する疑問点を解決しておく。
 - (2) 個人情報の保有に至る記録又は入力の際に誤りが生じないようにチェック体制を整える。
 - (3) 長期間保有している個人情報は、その情報の最新性を確保してから使用するとともに、保有途中でデータの更新等の適切な措置を講じる。
- 3 目的外の利用又は外部提供の禁止の例外として使用する個人情報は、利用時に本人又は情報提供元に内容の変更がないかどうかの確認を行うなどの配慮が必要である。

第3項関係

- 1 本項は、保有する必要がなくなった個人情報の適正な廃棄又は消去を実施機関に義務付けたものである。
- 2 「保有する必要がなくなった」とは、塩竈市文書取扱規程（昭和55年庁訓第14号）等により保存されている公文書等に記録されている個人情報については、当該保存年限が経過したことをいう。また、保存年限が規定されていないものに記録されている個人情報は、当該個人情報が事務の用に供されなくなったことをいう。
- 3 「確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置」とは、個人情報が記録された公文書にあっては焼却又はシュレッダーによる裁断処分、磁気テープ等にあっては磁氣的消去の方法等をいう。
- 4 「歴史的又は文化的資料として保存される公文書に係るもの」とは、実施機関の定める文書

取扱規程等により歴史的・文化的に価値のある文書として保存の指定を受けた公文書に記録された個人情報をいう。

第4項関係

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第2号に規定する実施機関の者をいう。
- 2 「業務に関して知り得た個人情報」とは、職員が自己の職務の執行に関連して知り得た個人情報はもとより、担当外の個人情報であっても職務に関連して知り得たものを含む。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限に属するか否かにかかわらず、正当な理由なくして知らせる場合をいう。
- 4 「不当な目的」とは、自己の利益とすることを目的としたり、他人の正当な権利利益を侵そうとする目的をいい、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。
- 5 地方公務員法第34条第1項の守秘義務と「職務上知り得た個人情報」との関係
地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職員が職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであり、守るべき「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。」(いわゆる実質秘)とされている。本項にいう「職務上知り得た個人情報」とは、実質秘に該当するか否かにかかわらず、職務上知り得た個人情報のすべてをいう。

第 1 1 条 (委託等に伴う措置等)

- 第 1 1 条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託するとき又は市が設置する公の施設(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うにあたって取り扱う個人情報の保護に関し、実施機関の講ずる前項の措置に従って必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務事業を実施機関以外の者に委託する場合又は公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合に、委託又は公の施設の管理に伴う個人情報の漏えい等を防止するために必要な個人情報の保護措置について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 「実施機関以外の者」とは、第 2 条第 2 号に規定する実施機関以外の者をいう。
- 2 「委託」とは、個人情報を取り扱う事務事業のすべて又は一部を実施機関以外の者へ依頼することをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約並びに使用料の収納の委託等の公法上の契約も含まれる。ただし、地方自治法第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、含まない。

具体的には次のようなもの等があげられる。

- (1) 公金の収納、徴収に関する委託
- (2) アンケート調査等に関する委託
- (3) 電子計算機処理、印刷製本、訪問看護等の業務委託
- (4) 公共事業に伴う用地補償業務等の委託
- (5) 市有施設の管理・警備委託
- (6) コンピュータ関連機器の保守管理業務等

- 3 「公の施設の管理を指定管理者に行わせるとき」とは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、実施機関が設置している公の施設の管理を、指定管理者に行わせることをいう。

- 4 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、受託者又は指定管理者を選定するに当たっては、個人情報の保護に関して安全確保措置が講じられているものを慎重に選定すること、委託契約又は指定管理者と締結する協定において契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類(以下「契約書等」という。)に秘密の保持、適正な管理、従事者への周知等委託又は公の施設の管理に係る個人情報の保護について必要な事項を明記し、受託者又は指定管理者に対して必要な個人情報の保護義務を契約書等で課すことなどをいう。

なお、具体的な保護義務の内容は、委託の場合にあっては「塩竈市個人情報取扱事務委託基準」、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては「塩竈市個人情報取扱事務基準(指定管理者)」による。

第 2 項関係

本項は、受託者又は指定管理者に対して、第 1 項の規定により実施機関から契約書等で課

された義務を負うことを明らかにしただけでなく、受託者又は指定管理者自らの責任で、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止等の安全管理体制の確保、秘密の保持、従事者への周知等個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないことを条例上の義務として課したものである。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務又は公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者は、実施機関の個人情報を取り扱うことについて実施機関の職員と異なることなく、当該個人情報の保護に関し直接的な責任を有することから、本条第1項の実施機関の職員と同様の義務を負うことを明らかにしたものである。
- 2 「従事している者又は従事していた者」とは、実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務又は公の施設の管理の事務に直接従事している者又は従事していた者をいい、雇用形態を問わず、直接又は間接に事業主の統制監督の下に当該事務に従事する者は従事者に含まれる。例えば、派遣社員やアルバイト又は従事者がさらに自分の補助として使用している者等受託者との契約によらない雇人であっても当該事務に従事している場合等は、従事者に含まれる。また、直接事務に従事していなくとも、指揮監督権限を有する立場にあり、委託又は公の施設の管理に係る個人情報に関与することができる者は、従事者に含まれる。
- 3 「当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」とは、第10条第4項の解釈と同義である。

第3章 個人情報の開示及び訂正の請求等

第12条 (自己情報の開示請求権)

- 第12条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示の請求をすることができる。
- 3 死者の個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族」という。)に限り、開示の請求をすることができる。
- (1) 当該個人情報の本人の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である父母
 - (3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹
- 4 実施機関は、開示の請求があったときは、第17条第1項及び第2項に規定する方法により、当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。
- 5 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。
- (1) 開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵すおそれがあるとき。
 - (2) 法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すおそれがあるとき。
 - (3) 個人の指導、評価、選考、判定、診断等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該指導、評価、選考、判定、診断等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (4) 国又は他の地方公共団体の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、請求者に開示することにより、国又は他の地方公共団体との協力関係を著しく害するおそれがあるとき。
 - (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う検査、監査、取り締まり、争訟、交渉、渉外、入札その他の事務事業に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。
 - (7) 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、請求者に開示しないことが必要と認められるとき。
 - (8) 法令の定めるところにより明らかに本人に開示することができないとされているとき。
- 6 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する個人情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示情報を除いて、開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示を請求することができること及び特定の遺族に限り、死者の個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 「何人」とは、自然人すべてをいい、実施機関において自己情報が保有されている限り、市民に限らず他市町村の者や外国人も含まれる。
- 2 「自己を本人とする個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の情報をいい、開示請求をすることができるのは、自己に関する個人情報に限られる。したがって、この条例に基づき個人情報の開示請求ができるのは、当該個人情報の本人に限られるため、たとえ配偶者や家族等から請求があっても認められないものである。
- 3 「開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）」とは、開示請求に係る個人情報の存否を含めて、その内容を知らせることをいう。請求に係る特定の公文書に請求者の個人情報が記録されていないことを知らせることも、個人情報の保護に重要な意義を有することから、開示に含めたものである。

第2項関係

- 1 本項は、本人からの開示請求の例外として、未成年者又は成年被後見人に限り代理請求ができるものとしたものである。個人情報の開示は、本人からの開示請求により、当該本人に対して開示するものであり、広く本人以外の者に代理請求を認めることは、本人の権利利益を損なうおそれがあることから、法定代理人に限って代理請求を認めることとしたものである。
- 2 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者（民法（明治29年法律第89号）第3条）をいう。
- 3 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により禁治産の宣告を受けた者をいう。
- 4 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には後見人（民法第839条）であり、成年被後見人の場合は後見人（民法第840条）である。
- 5 「当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示の請求をすることができる」とは、法定代理人が当該未成年者又は成年被後見人に代わって行う開示請求は、本人に代わって法定代理人が意思表示をなすことをいい、結果として、その効果は本人に帰属する。なお、未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、これを妨げるものではない。

第3項関係

本項は、特定の遺族に限り、死者の個人情報について開示請求権を行使することができることを定めたものである。これは、実施機関では、実際に死者の個人情報に取り扱われ、保護対象となる個人情報であるところ、死者は開示請求権を行使する主体とはなり得ないことから、開示により実施機関の保有する個人情報に介入することができないものの、不適正に取り扱われた場合には、遺族の権利利益が害されるおそれがあること、及び死者の個人情報であっても、相続した財産、権利義務に関する情報や社会通念上遺族と密接に関連する情報等遺族に帰属する個人情報とみなせる場合もあることから、遺族のうち、死者と縁故関係が深く、生前密接な関係にあったと考えられる遺族の順に、開示請求ができることを認めたものである。

(1) 第1号関係

ア「当該個人情報の本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とは、個人情報の本人である死者と法律上の婚姻関係にある配偶者のほか、いわゆる内縁関係にあるものを含む。この場合の内縁とは、婚姻意思をもって夫婦共同生活を行い、社会的には夫婦と認められているにもかかわらず、法の定める婚姻の届出を了していないために、法律的には正式の夫婦とは認められない、事実上の夫婦関係をいう。

内縁関係にある配偶者は、法律上の届出をしていないことから、開示請求の際に、死者との関係を証明することが困難であることが予想される。そのため、第17条第2項の規定に基づき必要な書類を提示し、又は提出した場合でも、当該書類から客観的に上記要件を満たしていることが明らかでなければ、開示請求は却下されることになる。

イ「子」とは、いわゆる法律上の子のことをいう。

(2) 第2号関係

ア「前号に掲げる者がいない場合」とは、死者の配偶者及び子がいない場合に限り、開示請求をすることができることを定めたものである。

イ「血族である」とは、自然血族及び法律上血縁が擬制される法定血族（養親）をいう。

(3) 第3号関係

ア「前2号に掲げる者がいない場合にあっては」とは、死者の配偶者、子、父母がいない場合に限り、開示請求をすることができることを定めたものである。

イ「血族である」とは、第2号と同義である。1 本項は、開示請求があった場合、実施機関は、当該請求に係る個人情報を原則として開示する義務があることを明らかにしたものである。また、開示の方法は、個人情報が記録されている媒体の特質に応じ措置する義務があることを定めたものである。

第4項関係

本項は、開示請求があった場合、実施機関は、当該請求に係る個人情報を原則として開示する義務があることを明らかにしたものである。また、開示の方法は、個人情報が記録されている媒体の特質に応じ措置する義務があることを定めたものである。

第5項関係

1 本項は、自己情報の開示請求に対して、実施機関が開示しないことができる個人情報の範囲及び権限を定めたものである。自己情報の開示請求に対しては、原則としてすべて開示すべきであるが、開示請求に係る個人情報に請求者（法定代理人による開示請求の場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人）以外の個人に関する情報が含まれている場合又は行政の公正な執行を通して公共の福祉を確保するような合理的な理由があるときなどには、限定的に開示しないことができることとしたものである。

2 「開示しないことができる」とは、本項各号のいずれかに該当するときに限って、開示しないことができる権限を与えたものであり、本項各号のいずれかに該当しない限りは、実施機関に個人情報の開示義務が生じるものである。

第1号関係（他の個人に関する情報）

1 本号は、請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるときには、非開示とすることを定めたものである。本制度にいう「個人の権利利益」は、個人のプライバシーから社会生活上の利益そして経済的利益に至る幅広いものであるため、請求者以外の個人に関する情報を請求者に明らかにすることは第三者の不利益となるので、開示しないこととしたものである。

2 「開示の請求をした者（以下「請求者」という。）以外の個人」には、法定代理人（本条第2項の法定代理人に限る。以下同じ。）による開示請求の場合における当該代理人を含むものである。

3 「当該個人の正当な権利利益を侵すおそれ」の判断は、当該請求者以外の個人の正当な権

利利益を侵害することになるか否かで行うものである。この場合には、両者の関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断しなければならない。

4 他の個人に関する情報と考えられる例

- ・ 市民からの対人関係等に関する相談記録
- ・ 市政に関する相談で他の個人情報が含まれている相談記録

第2号関係（法人等に関する情報）

- 1 本号は、法人等又は個人が営む事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人が有する競争上の正当な利益を侵害するおそれがあるときは、非開示とすることを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨から定めたものである。
- 2 「法人等」とは、第2条第1号における解釈と同義である。
- 3 「事業に関して記録された情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得等の事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号に該当せず、本項第1号の規定により判断することとなる。
- 4 「競争上の正当な利益を侵すおそれがある」情報とは、次のようなものをいう。
 - (1) 生産技術に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量、機械・設備等の利用技術等）
 - (2) 営業、販売活動に関する情報（取引先、得意先、営業方針、受注経路、単価等）
 - (3) 信用力に関する情報（免債内容、借入金の返済能力等）
 - (4) 経理、人事等専ら法人等の内部に関する情報（経理、人事等）
 - (5) その他法人等の活動利益を害するおそれのある情報
- 5 法人等に関する情報と考えられる例
 - ・ 公害苦情相談記録
 - ・ 消費生活相談記録

第3号関係（指導、評価等に関する情報）

- 1 本号は、指導、評価、選考、判定、診断等に関する事務事業の適正な執行を確保する上で、これらに関する情報を開示した場合に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「指導、評価、選考、判定、診断等」には、列挙した以外にこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う指導、評価、選考、判定、診断等以外に国等の機関や民間の法人等が行うものも含まれる。
- 3 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上や生活状態、健康状態等の改善のために行う指導又はこれらに類するものをいう。
- 4 「評価」とは、学業成績、勤務状況、功績などの個人の能力、適性等についての内容を判断し、見定めることをいう。
- 5 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。
- 6 「判定」とは、個人の知識、能力、資力、適性、技術等について、専門的知識又は一定の基準に基づき試験、審査、検査等を行い、その結果から判断を行うことをいう。
- 7 「診断等」の「等」とは、相談や推薦をいう。
- 8 「診断」とは、疾病や健康状態等について、医学的見地から診察、検査等を行うことをいう。
- 9 「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受け、それに対して専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べたりすることをいう。
- 10 「推薦」とは、個人に何らかの利益をもたらす目的で評価を行うことをいう。
- 11 「当該指導、評価、選考、判定、診断等に著しい支障が生ずる」とは、開示することに

より、適正な指導，評価，選考，判定，診断等を行うことが困難になるおそれがあることをいい，今後，反復継続して行う本人以外の者への同種の指導，評価等の適正な実施に支障が生ずる場合又は本人に対する今後の指導，評価等の適正な実施に支障が生じることをいうものである。

1 2 指導、評価等に関する情報と考えられる例

- ・ 社会福祉事務所で作成する障害児者に関する記録
- ・ 生活保護ケースファイル等における担当者，関係者の意見、今後の方針等
- ・ 用地交渉記録
- ・ 学校関係指導要録，内申書
- ・ カルテ、医者の意見書
- ・ 採用試験等における面接者の心証
- ・ 各種表彰等の推薦記録

第4号関係（国等からの協議，依頼等に関する情報）

1 本号は，国等の機関との継続的で包括的な協力関係を維持するため，開示することにより，国等と本市の協力関係が損なわれると認められる個人情報，非開示とすることを定めたものである。

2 「他の地方公共団体」とは，地方自治法第1条の2による都道府県並びに本市以外の市町村，特別区，地方公共団体の一部事務組合などの組合，財産区及び地方開発事業団をいう。

3 「協議，依頼等」とは，法令の規定に基づき，又は任意に国等の機関から本市に対して行われる協議，依頼，照会，委託等をいう。

4 「開示することにより，国等との協力関係を著しく害するおそれがある」個人情報，次のとおりである。

(1) 国等の事務に関し本市に協議されている情報で，国等においても当該事務に関する情報を開示していないもの

(2) 国等からの依頼，委託等による調査等で，当該依頼，委託等の中に国等の承諾なしに公表してはならない旨の指示があるもの

(3) 国等からの依頼，委託等による市の行政の実態調査で，国等において公表するまで公表してはならない旨の指示があるもの

(4) 国からの通達により開示することが禁止されている機関委任事務に関するもの

(5) 全国を通じて統一的に公表することを要するとされているもの

5 国等からの協議，依頼等に関する情報と考えられる例

- ・ 叙勲等表彰候補者の推薦関係資料

第5号関係（審議，検討，調査研究等に関する情報）

1 本号は，行政における内部的な審議，検討，調査研究等が円滑に行われることを確保するため，開示することにより，市又は国等が行う事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのある個人情報については，非開示とすることを定めたものである。

2 市又は国等における審議，検討，調査研究等に関する情報の中には，個別の事業決定手続等が終了していても機関としての意思決定がなされていない情報，意思決定過程の意見交換の記録に関する情報，意思決定過程において外部から取得した情報などが含まれている。このため，開示することにより，本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれや当該機関内部の会議等における自由な意見交換，情報交換を阻害するおそれがある場合には，開示しないこととしたものである。

3 「審議，検討，調査研究等に関する情報」とは，市又は国等の最終的な意思決定が終了するまでの間に行う市内部又は市と国等との間における審議，検討，調査研究，意見交換，打合せ，相談等に直接使用する目的で作成し，又は取得した情報のほか，これらの審議，検討，調査研究，意見交換，打合せ，相談等に関連して作成し，又は取得した情報をいう。

4 「開示することにより、当該審議，検討・調査研究等に著しい支障が生ずるおそれがある」情報とは、次のようなものをいう。

- (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、請求者本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれのあるもの
- (2) 行政内部の各種会議，意見交換の記録で、開示することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれのある情報
- (3) 調査研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画，検討案等で、開示することにより、請求者本人等の特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあると認められる情報
- (4) 審議，検討，調査研究等のために収集した資料で、開示することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれのある情報
- (5) その他開示することにより、当該審議，検討，調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのある情報

5 審議，検討，調査研究等に関する情報と考えられる例

- ・ 各種候補者の選考に関する検討資料又は選考調書

第6号関係（事務事業に関する情報）

- 1 本号は、開示することにより、市又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずるおそれのある情報については、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「検査，監査，取り締まり」とは、市又は国等の機関が権限に基づいて行う検査，指導監督，取締り等をいう。
- 3 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
- 4 「交渉」とは、用地買収，損害賠償，損失補償等において、相互の利害関係事項について協議し，決定するために折衝することをいう。
- 5 「渉外」とは、市の行財政運営等のため、外国，国，他の地方公共団体，民間団体等と行う接遇，儀礼，交際等の対外的事務事業をいう。
- 6 「入札」とは、工事発注，物品購入等に係る競争入札をいう。
- 7 「その他の事務事業に関するもの」とは、本号中に列挙した事務事業のほか、市又は国等が行うこれらに類する一切の事務事業をいい、当該事務事業に直接かかわる情報だけでなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 8 「当該事務事業の目的を失わせ，又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがある」情報とは、次のようなものをいう。

- (1) 開示することにより、当該事務事業を実施する目的，意味が失われる情報
- (2) 開示することにより、経費が著しく増大し，又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱する情報
- (3) 開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報
- (4) その他開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報

9 事務事業に関する情報と考えられる例

- ・ 税金，貸付金等の滞納者に対する今後の処理方針等
- ・ 争訟の方針（準備書面、証人申請案）

第7号関係（公共の安全の確保に関する情報）

- 1 本号は、市が公共の安全と秩序を維持し，市民等の安全を確保する基本的責任を有していることから、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある個人情報は、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「個人の生命，身体又は財産の保護」とは、公共の安全及び秩序の維持の観点から、個人

の生命，身体又は財産を犯罪の危害等から保護することをいう。

3 「その他公共の安全の確保」とは，平穏な市民生活等を維持するための秩序等が害されな
いよう保持することをいう。

4 「開示しないことが必要と認められるとき」とは，公共の安全及び秩序の維持が阻害され，
又はその可能性がある場合をいう。

9 事務事業に関する情報と考えられる例

- ・ 税金，貸付金等の滞納者に対する今後の処理方針等
- ・ 争訟の方針（準備書面、証人申請案）

第8号関係（法令秘関係）

1 本号は，法令の規定により開示することができないとされている情報は，この条例にお
いても非開示とすることを定めたものである。

2 「法令」とは，第7条第3項第1号の解釈と同義である。

3 「開示することができないとされているとき」とは，法令が明文の規定をもって，本人に
開示することを禁止している場合のほか，当該法令の趣旨，目的等に照らして，本人に開
示することを禁止している情報と解釈される場合を含む。なお，当該法令の規定が，自己
情報の本人以外の第三者に対する開示禁止の場合は，本号に該当しないものである。

4 地方公務員法第34条第1項の守秘義務は公務員の服務規律を定めたものであり，本項と
はその趣旨及び目的を異にしている。したがって，本条と守秘義務とはその対象となる情
報について重なる場合が多いが，当然にすべてが一致するものではなく，本条各号に該当
する情報が守秘義務の対象となるか否かについては，個別具体的な事案ごとに判断してい
くものとする。

5 開示請求があった個人情報を開示するかどうか検討する場合は，地方公務員法上の守秘
義務にいう秘密であるか否かにかかわらず，本条第4項において列挙した非開示事項に該
当するか否かを個別に判断することになる。

6 法令秘情報の例

- ・ 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づく調停等の会議

第6項関係

1 本条は，原則開示の立場から，開示請求のあった個人情報の一部に前条各号のいずれかに
該当する情報が併せて記録されている場合，当該個人情報を全部非公開とするのではなく，
非公開部分を容易に，かつ，公開の趣旨を損なわない程度に分離できるときは，当該非公開
部分を除いて個人情報の開示を行わなければならないことを実施機関に義務付けたもので
ある。

2 「容易に」とは，開示請求のあった個人情報から非開示とする部分とそれ以外の部分とを分
離するに当たって，当該情報を損傷することなく，かつ，経費的，時間的に容易に分離でき
ることをいう。

3 「開示の請求の趣旨を損なわない」とは，当該個人情報の開示請求の趣旨から判断して，非
開示とする部分を除いても，請求者が知りたい情報が十分知り得る場合をいう。

第13条（個人情報の存否に関する情報）

第13条 前条第4項の規定にかかわらず、開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにし、開示決定をすべきであるが、個人情報の性質により、個人情報が存在する又は存在するが非開示情報に当たると回答しただけで、非開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、開示請求者に対し、存在するが非開示情報に当たる又は存在しないと回答するだけで非開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす、非開示情報として保護すべき利益が害される場合をいう。
- 2 本条に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 特定の病歴に関する情報
 - (2) 表彰候補者に関する情報
 - (3) 捜査関係事項の照会回答に関する情報

【運用】

- 1 本条により開示請求を拒否する場合は、第15条第1項の規定に基づき開示請求を拒否する決定をおこなうこととなる。当該決定は、行政処分にあたるものであるから、実施機関は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由を提示することが義務付けられ、また、この決定に不服のある者は、行政不服審査法の規定による審査請求、異議申し立て及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。
- 2 本条の規定は、例外的な規定であること、また、個人情報という情報の性質上、本人の関与が予定されていることから、適用に当たっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。
- 3 当該拒否処分の誤用又は濫用を防止し、実施機関の判断の妥当性を確保していくため、本条により開示請求を拒否する決定を行った場合には、個人情報保護審査会へ事後報告しなければならないこととする。ただし、事後報告前に不服申立てがあった場合（不服申立てが不適正であり、却下する場合を除く。）には、事後報告があったものとみなすこととする。

第14条（開示の請求の手続）

第14条 第12条第1項、第2項及び第3項の規定により開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る個人情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは遺族であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示請求の際の手続を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 開示請求は、請求者の権利行使としての開示の決定という行政処分を求める申請手続であって、文書により事実関係を明確にし、後日の紛争を防止する等、正確な手続の必要性から、請求は書面により行うものとする。したがって、口頭、電話等による請求は認められないものである。
- 2 請求書の様式は、塩竈市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する「個人情報開示請求書（様式第2号）」によるものとする。
- 3 「氏名及び住所」とは、実際に請求を行う者の氏名及び住所をいう。したがって、法定代理人又は遺族等による開示の請求の場合は、当該法定代理人又は遺族等の氏名及び住所をいう。
- 4 「実施機関が定める事項」とは、具体的には規則様式（様式第9号）中に定める事項をいう。

第2項関係

- 1 本項は、個人情報の開示の請求がこの条例によりその権限を認められた本人及びその法定代理人・遺族等以外の者により行われることを防ぐために必要な手続を定めたものである。
- 2 「本人又はその法定代理人若しくは遺族であることを確認するために必要な書類」とは、具体的には、施行規則第4条で定める次の書類をいう。
 - (1) 本人による開示請求の場合
 - 運転免許証
 - 旅券
 - その他これらに類する書類で市長が定めるもの
 - (2) 法定代理人・遺族等による開示請求の場合
 - (1) に掲げる書類のほか、その資格を証する次に掲げる書類
 - 戸籍謄本・抄本
 - 禁治産宣告書（本人が禁治産者である場合に限る。）
 - その他その資格を証明する書類で市長が定めるもの

【運用】

公文書の公開の請求手続に関する具体的な事務の内容については、「個人情報の保護に関する事務取扱要綱」のとおりである。

第15条（開示の請求に対する決定等）

第15条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示の請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)、開示しない旨の決定、第13条の規定により開示の請求を拒否する旨の決定又は開示の請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の請求書を提出した者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただし、請求書の受理後直ちに開示する場合は、この限りでない。

3 実施機関は、請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該開示しない旨の決定をした個人情報が、期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その旨を併せて付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条の請求書を受理した日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、前条に規定する請求書が提出された場合の開示するかどうかの決定及びその通知の手続等を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

1 実施機関が行う開示請求に係る個人情報の開示・非開示の決定は行政処分であることから、当該決定の通知は書面により行うこととし、また、その通知は、迅速に行われることが望まれることから、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

2 「請求書を受理したとき」とは、第14条に規定する必要事項が記載されている請求書を受理した日をいい、行政手続法の施行により総合窓口である政策課で受付した日をもって、受理した日として取り扱わなければならないものである。

3 「受理した日の翌日から起算して14日以内」とは、請求書を受理した日の翌々週の同じ曜日までをいい、当該満了日が市の休日（塩竈市の休日を定める条例（平成元年塩竈市条例第12号）第1条第1項の各号に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。また、実施機関は、この期間を極力短くするよう努めなければならない。

第2項関係

「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、書面により行わなければならないものである。なお、決定通知書の様式は、施行規則第5条に規定する「個人情報開示決定通知書（様式第3号）」、「個人情報非公開決定通知書（様式第4号）」、「個人情報部分開示決定通知書（様式第5号）」、「個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第6号）」、「個人情報不存在通知書（様式第7号）」によるものとする。

第3項関係

1 「その理由を付記しなければならない」とは、非開示又は部分開示と決定した場合には、そ

の理由を記載して通知しなければならないこと、また、第13条の規定により開示の請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載して通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

- 2 通知書に記載すべき非開示理由は、単に「第12条第4項第何号に該当するため」との記載では不十分であり、「開示の請求のあった個人情報には、何々が記録されており、これを開示すると何々に著しい支障を生ずると認められるため、第12条第4項第何号に該当する」等のように請求者においてその理由が明らかに理解できるよう、より具体的に記載しなければならない。
- 3 「期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができる」とは、非開示の決定をする時点において、将来的に第12条第4項第何号に該当する事由が消滅し開示できることが、おおむね1年以内に確実であり、かつ、その期日を明示できる場合をいう。なお、この期日の明示は、当該情報の開示ができるようになる時期を教示するものであり、その期日に当該情報の開示を行うことを意味するものではないため、請求者は、その期日以後に改めて開示を請求しなければならないものとする。

第4項関係

- 1 「やむを得ない理由」とは、次のような場合が考えられる。
 - (1) 開示請求に係る個人情報大量であり、又はその内容が複雑であるため、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
 - (2) 年末年始等執務を行わない時期に当たり、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
 - (3) 天災・事故等の発生による突発的な業務の増大のため、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
 - (4) その他合理的な理由により、決定期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
- 2 延長の通知の様式は、施行規則第5条第2項に規定する「決定期間延長通知書(様式第8号)」によるものとする。

第16条 (第三者照会)

第16条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示の請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、本市以外の地方公共団体及び請求者以外のもの(以下この条、第25条第4項及び第26条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、開示の請求に係る個人情報の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、当該第三者に関する情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報であるときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る個人情報の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも30日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第25条第4項第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、本市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び当該開示請求に係る本人以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訟の機会の確保等について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

意見書の提出の機会の付与は、開示請求に係る個人情報に当該個人情報の本人以外の第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該個人情報に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

第2項関係

1 第三者に関する情報が記録された個人情報を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報」として開示する場合にあっては、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、適正な手続きを保証する観点から、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

2 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、同項が意見書の提出の機会の付与を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続きが進まなくなることを避けるためのものである。

第3項関係

1 前2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合

であって、第三者の意に反して開示する時には、保護されるべき第三者の権利利益の救済は極めて困難となり、当該処分は第三者に対する不利益処分となるため、争訟の機会を保証するため、開示決定の日と開示を実施する日との間に30日の期間を置くとともに、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由、開示を実施する日を書面に通知しなければならないこととしたものである。

- 2 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- 3 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも30日を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示を実施するまでの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示決定等に不服がある場合の不服申立て期間は、決定があったことを知った日から起算して60日以内となっているが、「30日」としたのは、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

【運用】

個人情報の開示制度の性格上、第三者に意見交換を行うことによって、当該第三者が開示請求者が誰であるか判明してしまうなどの場合もあり得るので、意見照会によって開示請求者の権利利益を侵害することのないよう慎重に運用する必要がある。

第17条（開示の方法）

- 第17条 実施機関は、開示決定をしたときは、請求者に対し、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別及び情報化の進展状況を勘案して実施機関が定める方法により速やかに当該個人情報を開示しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報を開示する場合であって、前項に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写した物の閲覧又は写しの交付により開示することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。
- 4 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、第15条第2項に規定する通知があった日から60日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示決定又は部分開示決定をした場合の個人情報の開示の方法及び手続等について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が開示決定をしたときは、請求者に対して、速やかに個人情報を開示すること及び開示の際の実施手続を定めたものである。
- 2 「開示しなければならない」とは、開示決定に係る個人情報が記載された公文書の原本等を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

第2項関係

- 1 本項は、公文書の原本そのものを開示することに支障があるときは、第1項の例外として、その写しを開示の対象とすることができる旨を規定したものである。
- 2 「公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態、形状から当該公文書を汚損し、又は破損する蓋然性が高い場合をいう。
- 3 「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合をいう。
- (1) 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
- (2) 第12条第5項の部分開示を行う場合
- (3) その他公文書の管理上慎重な取扱いを要する等相当な理由がある場合

第3項関係

本項は、個人情報が請求者本人又はその法定代理人以外の者に開示されることを防ぐために、本人の確認を開示の際においても再度行うことを定めたものである。

第4項関係

- 1 本項は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を受けた者は、当該決定通知を受けた日から60日以内に開示を受けなければならないことを義務付け、当該期間内に開示を受けなかった場合には、開示決定により付与された個人情報の開示を受ける権

利は失効し、開示を受けることができなくなることについて定めたものである。

これは、開示決定は、当該決定を行う時点における個人情報に対しての判断結果であるが、条例上、実施機関には、その保有する個人情報について正確性の確保、不要な個人情報の消去等の適正管理が要請されていることから、期間の経過とともに個人情報の内容、取扱い等が変化する可能性があり、長期間経過後に開示を受けることは、開示を前提とする訂正請求、利用停止請求制度の円滑な実施に支障が生じるおそれがあること、本来消去となるべき個人情報を開示するまで保管する必要があること、さらに当時の開示決定の判断が、開示実施時点では変化している場合もあることなどを考慮したものである。

当該期間を経過したときは、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要になる。

なお、当該期間の起算日は、通知のあった日の翌日からであり、当該期間の末日が休日(塩竈市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

- 2 「通知があった日から60日以内に開示を受けなければならない」こととしたのは、開示決定に係る個人情報の内容、取扱い、判断等が、開示時点と異なることにはならない相当の期間と考えられるとともに、開示決定通知を受けた者の争訟機会の確保を考慮したものである。
- 3 「当該期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない」とは、期間を制限して確保する利益と開示決定通知を受けた者の開示を受ける権利利益との調整を図り、機関内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、60日経過後であっても開示を受けることができることとしたものである。60日経過後に開示の実施について申出があった場合は、実施機関は、期間内に開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

また、「正当な理由」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。

【運用】

- 1 個人情報の開示の方法に関する具体的な事務取扱いについては、個人情報保護条例施行規則及び個人情報保護事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。
- 2 実施機関は、開示決定を受けた者から何ら連絡もなく、開示を受けに来庁しないような場合であっても、期間内に開示を実施することができるよう、開示決定を受けた者に連絡又は通知するなど円滑な開示の実施に努めなければならない。また、実施機関は、60日以内に正当な理由があるか否かを可能な限り確認しておく必要がある。

第 18 条 （費用負担）

第 18 条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。
2 個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報開示に係る手数料及び写しの交付を行う場合の費用負担について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 第 17 条の規定により行う個人情報の閲覧及び写しの交付に係る手数料については、この条例の目的に照らし、徴収しないものとする。
- 2 本項の規定により、手数料を徴収しないこととするものは、この条例の規定に基づいて行う個人情報の閲覧及び写しの交付に限定されるものである。したがって、これ以外の閲覧に係る手数料は、塩竈市手数料条例及び法令等で定められているところによる。

第 2 項関係

「写しの交付に要する費用」とは、写しの作成に要する費用をいう。

第 19 条 （自己情報の訂正請求権）

第 19 条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報(次に掲げるものに限る。第 22 条第 1 項において同じ。)について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- (1) 開示決定等に基づき開示を受けた個人情報
 - (2) 開示決定等に係る個人情報であって、第 28 条第 3 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。
- 3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、訂正の請求をすることができる。
- 4 訂正の請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関から開示を受けた個人情報に事実の誤りがあると認める場合において、その訂正を請求できる権利を定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、学歴等の客観的に正誤の判断が行えるものを行い、「事実には誤りがある」とは、この条例により開示された個人情報等が事実とされるべき個人情報と一致していないことをいう。
- 2 「訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)」とは、事実には合致していない個人情報の記録を修正し事実には合致させることのほか、一部の記録の追加又は削除により記録内容をより正確にすることも含むものである。
- 3 個人情報が事実には合致していない場合であっても、次のように実施機関に作成権限がないような場合等には、当該個人情報の訂正権限がないので訂正するかどうかの決定を行うのではなく、却下の事務手続を行うこととなるものである。
 - (1) 法令の規定により訂正することが明らかに禁止されているとき、又は法令の趣旨等から訂正することができないと解釈されるとき。
 - (2) 他の市町村長が発行した証明書若しくは謄本又は医師が作成した診断書等のように実施機関以外の第三者が作成したものであるとき。

第 2 項関係

本項は、開示請求の場合と同様に、法定代理人が訂正請求を行うことができる旨を定めたものである。なお、法定代理人が開示を受けた個人情報の訂正請求は、当該個人情報の本人も行うことができるとともに、当該個人情報の本人が開示を受けた個人情報の訂正請求は、法定代理人も行うことができる。

第 3 項関係

本項は、開示請求の場合と同様に、死者の個人情報の開示を受けた遺族に限り、死者の個人情報の訂正請求を行うことができる旨を定めたものである。

なお、本項は、死者の個人情報について開示を受けた遺族に対し訂正請求を認める趣旨であり、死者が生前に開示を受けた個人情報の訂正請求権を遺族が承継できることを認める趣旨ではないことから、このような場合には、遺族は、改めて開示請求により死者の個人情報の開示を受けた上で、訂正請求を行わなければならない。

第 4 項関係

本項は、訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない旨

を定めたものである。これは、時間の経過とともに、開示を受けた個人情報の内容が、開示時点の内容と異なっている場合があることを考慮したものである。

なお、開示を受けた日から90日以内の起算日は、開示を受けた日の翌日からである。また、期間の末日が休日（塩竈市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。また、60日経過後に開示を受けた個人情報の内容が事実と合致しないと認めるに至った場合には、再度開示を受けた上で訂正請求することを妨げない。

第20条（訂正の請求の手続）

- 第20条 前条の規定により訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正の請求に係る個人情報の開示を受けた日、その他当該個人情報の特定に必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己情報の訂正請求の際の手続を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 本項では、自己情報の訂正請求を行おうとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 「氏名及び住所」とは、実際に請求を行う者の住所及び氏名をいう。したがって、法定代理人による訂正請求の場合は、当該法定代理人の氏名および住所をいう。
- 3 「訂正の請求に係る個人情報の開示を受けた日」とは、訂正請求に係る個人情報について、この条例に基づき開示請求を行って開示を受けた年月日をいう。また、他の法令により閲覧し、又はその写しの交付を受けた場合には、その閲覧又は写しの交付を受けた年月日をいう。
- 4 「その他当該個人情報の特定に必要な事項」とは、訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書を特定するために必要な事項をいう。
- 5 「訂正を求める内容」とは、特定の公文書に記載されている個人情報のうち訂正を求める部分の記載内容をいう。
- 5 「実施機関が定める事項」とは、具体的には規則様式（様式第9号）中に定める事項をいう。

第2項関係

- 1 本項は、自己情報の訂正請求をしようとする者に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示を行うことを義務付けたものである。
- 2 「証明する書類」とは、訂正を求める内容が事実と合致することを確信させる程度の内容のものをいうほか、およそ事実らしいと推測できる程度のものが含まれ、例としては、次のようなものがある。
 - (1) 戸籍謄本、抄本（氏名、住所、生年月日等の内容訂正を求める場合）
 - (2) 各種免許証（資格などの内容訂正を求める場合）

第3項関係

本項は、個人情報の訂正請求が条例によりその権利を認められた本人及びその法定代理人以外の者により行われることを防ぐために、必要な手続を定めたものである。

第 2 1 条 （訂正の請求に対する決定等）

- 第 2 1 条 実施機関は、前条の請求を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正の請求に係る個人情報に訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上、前条の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、前条の請求をした者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第 15 条第 4 項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。

【趣旨】

本条は、訂正請求があった場合に訂正するかどうかの決定及びその通知の手続を定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 本項は、訂正請求があったときは、当該請求があった日から 30 日以内に実施機関が訂正の可否の決定を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。
- 2 「請求を受理した日」とは、政策課において請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
- 3 1 に規定する期間(以下「訂正決定期間」という。)の末日が休日(塩竈市の休日定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日を持って満了日とする。
- 4 「訂正する旨又はしない旨の決定」とは、請求に係る個人情報の訂正、部分訂正又は非訂正の決定を行うことをいい、第 19 条の要件に該当するかどうかを判断して行う必要がある。

第 2 項関係

- 1 本項は、実施機関が訂正請求のあった個人情報を訂正すると決定したときは、当該個人情報を訂正するとともに、その内容等を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 2 「書面」とは、施行規則第 9 条に規定する「個人情報訂正決定通知書(様式第 10 号)」によるものとする。

第 3 項関係

- 1 本項は、実施機関が非訂正決定又は部分訂正決定したときには、その理由等を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 2 「書面」とは、施行規則第 9 条に規定する「個人情報非訂正決定通知書(様式第 11 号)」又は「個人情報部分訂正決定通知書(様式第 12 号)」によるものとする。

第 4 項関係

本項は、第 15 条第 4 項と同様に、期間の延長について定めたものである。

第 2 2 条 (利用停止請求権)

第 2 2 条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、第10条第2項及び第3項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関から開示を受けた個人情報がこの条例の規定に違反して取り扱われていると認められる場合において、当該個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止を請求できる権利を定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 「実施機関が保有する自己を本人とする個人情報」とは、第 1 9 条第 1 項と同様である。
- 2 「次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」とは、開示を受けた個人情報が、次のいずれかに該当すると認めるときである。
 - (1) 「第 7 条の規定に違反して収集されているとき」とは、第 7 条の収集目的の明示及び必要な範囲内での収集(第 1 項)、適法かつ公正な手段による収集(第 2 項)、本人からの直接請求(第 3 項)、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集禁止(第 4 項)の収集制限規定のいずれかに違反して、収集されているときをいう。
 - (2) 「第 1 0 条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して保有されているとき」とは、個人情報を取り扱う事務の目的に照らし、保存年限が経過したもの若しくは事務の用に供されなくなったにもかかわらず保有しているとき、又は本来保有の必要のない個人情報であるにもかかわらず保有しているときをいう。
 - (3) 「第 8 条の規定に違反して利用されているとき」とは、第 8 条ただし書の規定により目的外利用ができる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、収集した目的以外の目的で、個人情報を利用しているときをいう。

第 2 項関係

本項は、第 1 2 条第 2 項と同様に、本人からの利用停止請求の例外として、未成年者又は成年被後見人に限り代理請求ができるものとしたものである。

第 3 項・第 4 項関係

第 1 9 条第 3 項及び第 4 項の解釈と同義である。

第 2 3 条 （利用停止請求の手続き）

第 2 3 条 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日、その他当該個人情報の特定に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第 14 条第 2 項の規定は、利用停止請求について準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報の利用停止請求の際の手続を定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 本項は、個人情報の利用停止請求を行おうとする者は、本項各号に掲げる所定事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 第 1 号及び第 2 号
第 2 0 条第 1 号及び第 2 号の解釈と同義である。
- 3 「実施機関が定める事項」とは、具体的には規則様式(様式第 1 3 号)中に定める事項をいう。

第 2 項関係

本項は、個人情報の利用停止請求が条例によりその権利を認められた本人及びその法定代理人以外の者により行われることを防ぐために、必要な手続を定めたものである。

第 2 4 条 （利用停止請求に対する決定等）

- 第 2 4 条 実施機関は、前条の請求を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。
- 2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、前条の請求をした者に内容及び理由を通知しなければならない。
- 3 第 15 条第 4 項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

【趣旨】

本条は、利用停止請求書の提出があった場合において、請求に係る個人情報について実施機関が行う利用停止決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続きに関して定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 本項は、利用停止請求書が提出されたときは、当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内に実施機関が利用停止の可否の決定を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。
- 2 「請求を受理したとき」とは、政策課において請求書を受け付けたときをもって取り扱うものとする。
- 3 1 に規定する期間の末日が休日（塩竈市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
- 4 「利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）」とは、請求に係る個人情報の利用停止、一部利用停止又は非利用停止の決定を行うことをいう。

第 2 項関係

本項は、実施機関が利用停止請求のあった個人情報の利用停止等をする旨の決定をしたときは、その旨を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。

第 3 項関係

本項は、第 15 条第 4 項の規定に準じて、第 1 項に規定する利用停止決定期間の延長を定めたものである。

第25条 (不服申立てがあった場合の手続き)

- 第25条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服のあるものは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てをすることができる。
- 前項の不服申立てがあった場合は、裁決又は決定する市長又は実施機関(議会を除く。)は、当該不服申立てが不適法な不服申立てである場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。
 - 議会は、第1項の不服申立てがあった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。
 - 第2項及び前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 不服申立てをしたもの(以下「不服申立人」という。)及び参加人
 - 請求者(不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

【趣旨】

本条は、実施機関が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法の規定に基づき不服申立てができる旨を確認するとともに、不服申立てがあった場合の手続を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 本項は、不服申立てがあった場合の実施機関の手続として、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うに当たっては、公正かつ適正な救済手続を確保するために設置された審査会に諮問することを実施機関に義務付けたものである。
- 「不服申立て」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が当該行政庁又はその上級行政庁に対して不服を申立て、その違法又は不当行為を審査させ、もって是正排除を請求する手続である。この不服申立てには、行政不服審査法に規定するところの処分庁の上級行政庁に対して行う審査請求と当該処分庁に対して行う異議申立てがあり、作為に対しては審査請求が、不作為に対しては異議申立てが原則となる。したがって、水道事業管理者の決定については、市長に対する審査請求となり、他の実施機関の決定については、当該実施機関に対する異議申立てとなるものである。

第2項関係

- 「裁決」とは、水道事業管理者が行った開示請求又は訂正請求の決定に係る市長に対する審査請求に対し、市長が行う審査庁としての裁断行為をいう。
- 「決定」とは、水道事業管理者以外の実施機関が行った開示請求又は訂正請求の決定に対する異議申立てに対し、これらの実施機関が行う処分庁としての裁断行為をいう。
- 「不適法な不服申立て」とは、次のような場合が考えられ、このような場合には、不服申立てそのものを受付(受理)しないものである。
 - 不服申立てが法定の期間(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内)を経過した後になされたとき。
 - 不服申立ての資格のないものからなされたとき。
 - 不服申立書の記載事項(行政不服審査法第15条第1項及び第48条)が不備なため、補正を命じてもこれに応じなかったとき。
- 「塩竈市個人情報保護審査会」は、市長に市の統轄代表権があり(地方自治法第147条)、

一つの執行機関の附属機関として設けられた審議会が他の執行機関の諮問に応じ審議することもできる（地方自治法第138条の4関係昭和33年12月8日行政実例）ことから、市長の附属機関として設置するものである。

- 5 「その答申を尊重して」とは、審査会が実質上の救済機関として設置されたものであることにかんがみ、原則として、その答申にしたがって不服申立てに対する裁決又は決定を行うべきものである。

第3項関係

「（議会は）必要に応じて審査会に意見を求めることができる」とは、不服申立てに対する市としての統一した救済制度を、目指すという観点から、不服申立てがあったときは議会にあっても、執行機関が設置する審査会に諮問することができる制度とすべきであるという意味の規定である。

第4項関係

- 1 本項は、諮問実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、関係者に諮問をした旨を通知することを定めたものである。
- 2 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続きに既に関与している不服申立人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示、訂正又は利用停止請求者及び不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者）である。
- 3 「参加人」とは、実施機関の決定又は裁決に利害関係を有するものであって不服申立てに係る審査手続に参加するものをいう。

第 26 条 （第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続）

第 26 条 第 16 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記載されている公文書の開示決定に対する当該第三者からの不服申立てを却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該開示決定等に係る個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解釈】

- 1 「第 16 条第 3 項の規定を準用する」とは、実施機関は、本条第 1 号及び第 2 号に掲げる決定又は裁決をする場合には当該決定又は裁決の日と開示の実施の日との間に少なくとも 30 日を置かなければならないこと、及び開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 決定又は裁決で不服申立てに係る開示決定等を取り消し、実施機関が新たに行う開示決定は、第 15 条の規定に基づくものであるので、第 16 条第 3 項の規定が適用される。

第27条（苦情処理）

第27条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談について、適切かつ迅速に対処すべきことを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条における苦情相談は、実施機関の個人情報の取扱い全般に関するものであり、その相談者については制限がない。
- 2 苦情相談は、その方法を問わず書面でも口頭でもよく、また、その形式も問わない。
- 3 「適切かつ迅速な処理に努める」とは、苦情相談の個別具体的な内容に沿うような方法で調査等を行い、より早い解決に努めることをいう。

【運用】

- 1 苦情相談の窓口は、政策課となるが、必要に応じて関係担当課等の協力を得て処理するものとする。

第 28 条 (他の法令との調整)

- 第 28 条 この条例は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計及び同法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査並びに統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を作成するために集められた個人情報並びに統計調査条例(平成 4 年宮城県条例第 15 号)第 2 条第 2 項に規定する県指定統計調査によって集められた個人情報については、適用しない。
- 2 この条例は、前項に掲げるもののほか、本市の図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
- 3 第 12 条から第 18 条まで及び第 20 条の規定は、他の法令の規定により、公文書の閲覧又は縦覧の手続が定められているとき、公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法による個人情報の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。
- 4 第 19 条から第 25 条までの規定は、他の法令の規定により、個人情報の訂正の請求の手続、及び利用停止請求の手続が定められているときにおける個人情報の訂正及び利用停止については、適用しない。
- 5 第 6 条及び第 12 条から前条までの規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、統計法等に係る個人情報及び市の図書館等で一般の利用に供することを目的として保有する図書等に記録されている個人情報については、この条例の適用を除外することを定めるとともに、開示請求及び訂正請求について、この条例と他の法令との必要な調整について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 本項は、統計法等に基づき取り扱われる個人情報については、次のような個人情報の保護措置が十分とられていることから、この条例の適用を除外したものである。
- (1) 個人が識別されない方法で個人情報が取り扱われていること。
- (2) 秘密の保護が図られていること。
- (3) 目的外使用が禁止されていること。
- (4) その他適正管理の措置等がとられていること。
- 2 「統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計」とは、総務庁長官が指定し、その旨を公示した統計で、政府若しくは地方公共団体が作成又はその他のものに委託して作成するものをいい、国勢調査、労働力調査、家計統計などがある。
- 3 「統計法第 8 条第 1 項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査」とは、指定統計以外の統計で、「届け出るべき統計調査の範囲その他の事項」が命令で定められているものをいい、住民基本台帳人口移動報告、国民健康保険医療給付実態調査などがある。
- 4 「統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告」とは、国の行政機関が総数 10 以上の人又は法人に対し、報告様式を示して提出を

求める報告等をいい、貯蓄動向調査などがある。

5 「統計条例(平成4年宮城県条例第15号)第2条第2項に規定する県指定統計調査」とは、県指定統計調査のうち知事等が指定したものをいう。

6 本項でこの条例の適用を除外しているのは、専ら統計調査に使用される場合に限っているため、統計以外の行政目的などに使用される場合は、この条例の規定が適用されるものである。

第2項関係

1 本項は、市立図書館等の公的施設において一般の利用に供するため保有されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

2 「その他の市の施設」とは、公民館、児童館、生涯学習センター(ふれあいエスプ塩竈)等をいう。

3 「一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報」には、市立図書館等が閲覧以外の一般行政事務で取得し、又は作成した個人情報は含まれない。したがって、これらについては、この条例の規定が適用されることとなる。

第3項関係

1 本項は、他の法令に個人情報の閲覧、謄本等の交付の手續の規定がある場合には、第12条から第18条まで及び第20条の規定は、適用しないことを定めたものである。

2 「法令」とは、第7条第3項第1号の解釈と同義である。

3 他の法令の規定により、「個人情報の開示の手續が定められているとき」とは、次のような場合等をいう。

(1) 閲覧又は縦覧の手續が定められている場合の例

(2) 住民基本台帳法第11条による住民基本台帳の閲覧等

(3) 地方税法第415条第1項による固定資産課税台帳の縦覧等

(4) 公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合の例

(5) 住民基本台帳法第12条による住民票の写しの交付等

(6) 戸籍法第10条による戸籍の謄本、抄本又は証明書の交付等

第4項関係

1 本項は、他の法令に個人情報の訂正の手續、及び利用停止の請求の手續の規定がある場合には、第19条から第25条までの規定は、適用しないことを定めたものである。

2 「他の法令の規定により、個人情報の訂正の手續、及び利用停止の請求の手續が定められている」とは、法令に修正の申告、変更の届出及び利用停止の請求の手續等が定められている場合をいい、具体的には、次のような場合等をいう。

(1) 戸籍法第113条による戸籍の訂正

(2) 住民基本台帳法第8条による住民票の記載修正等

第5項関係

1 本項は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報取扱い事務は、職員自身はその内容等を十分承知している分野が多いこと、また、使用者である市と被使用者である職員の内部管理情報であることから、第6条及び第12条から第27条までの規定を適用除外としたものである。

2 「市の職員」とは、実施機関の職員のほか、市に給与の負担義務がある職員をいう。

3 「職員であった者」とは、2の職員が退職、免職又は失職により職員としての身分を失った者をいう。

4 「福利厚生等に関する個人情報」とは、年金、退職手当、旅費などに関する事務事業をいう。

第4章 個人情報保護審査会

第29条～第41条

(審査会)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、塩竈市個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第30条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第31条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第32条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は自己を本人とする個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第34条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第35条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第33条第1項の規定により提示された公文書又は個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第34条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第37条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立てに関する調査審議の会議の非公開)

第38条 第25条第2項の規定による諮問及び同条第3項の規定による求めに応じ、審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第39条 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付)

第40条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査会の委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

本各条は、市長の付属機関としての審査会の設置並びにその組織及び運営に関する事項について定めたものである。

【解釈】

第29条第1項関係

- 1 審査会は、法的には地方自治法上の市長の諮問機関として位置付けられるものである。
- 2 審査会の設置方法としては、実施機関ごとに審査会を設置することも考えられるが、判断の統一を図るため、これを一元的に設置することとし、各実施機関がそれぞれ諮問することとしたものである。
- 3 「権限に属させられた事項」とは、第25条第2項並びに第3項の規定による実施機関の諮問に係る事案の審議のほか、制度の運用に関する事項を条例の規定に基づき諮問、報告されて審議する次の事項をいう。
 - (1) 本人以外の者からの個人情報の収集(第7条第3項第7号)
 - (2) 思想等及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集(第7条第4項)
 - (3) 個人情報を取り扱う事務の目的外の利用及び提供(第8条第1項第6号)

(4) 電子計算機の結合の制限の例外処理(第9条)

第29条第2項関係

「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的改善事項等をいう。

第29条第3項関係

審査会は、合議体とし、5人以内の委員により組織するものである。

第30条第1項関係

審査会の職務は、実施機関が処分決定したことについての当否を審議するものであるので、委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が選任するものとしている。

第30条第2項関係

委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、任期中に委員が欠けた場合は、後任を選任するものであるが、この後任の委員の任期は、前任委員の残任期間とするものである。

第30条第3項関係

委員の再任は妨げないとするものである。

第30条第4項関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員には、法令上守秘義務について定めた明文規定がないので、審査会の委員の職務にかんがみ、一般職の公務員と同様の守秘義務を課すことを、条例上定めたものである。

第33条第1項関係

条例において、審査会の権限に属するとされている諮問事項や個人情報の保護制度の運営に関する重要事項等に関し、審査会において、調査審議の上、迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会は、必要があると認めるときは、公文書等又は個人情報の提示を求めることができることとしたものである。

第33条第2項関係

実施機関に対し、審査会から前項の規定による求めがあったときは、審議の公平性の観点から必ず当該公文書等を提出しなければならない義務を課したものである。

第33条第3項関係

「必要があると認めるとき」とは、当該行政文書等に記録されている個人情報の性質、当該個人情報を取り扱う事務の目的、当該事案の証拠等に照らし、審査会が当該個人情報が記録されている公文書等に実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。

第33条第4項関係

「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。

第35条関係

「意見書又は資料を提出することができる」とは、不服申立人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

第41条関係

個人情報保護審査会の運営に関し、第29条から第40条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

【運用】

審査会の庶務は、政策課が担当する。

第5章 雑則

第42条 (運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の運用状況を市民に公表することにより、今後の制度の適正な運営と健全な発展を図ろうとするもので、これを市長の責務として定めたものである。

【解釈】

運用状況等の公表は、規則等の定めるところにより行うものとする。

第43条（国又は他の地方公共団体との協力）

第43条 市長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市長が必要に応じ国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は協力の要請に応じるべきことを定めたものである。

【解釈】

- 1 国又は他の地方公共団体との協力は、次のようなことなどから必要となるものである。
 - (1) 事業者が行う個人情報の取扱いが市域を越えて広範囲に及んでいる実態があること。
 - (2) 条例の効力に地域的限界があること。
- 2 「協力」が必要となる内容には、次のようなものなどがある。
 - (1) 事業者に対する指導等
 - (2) 必要な情報交換

第 4 4 条 （委任）

第 4 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を、各実施機関がそれぞれ規則等で定めることとしたものである。

【運用】

各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合は、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。

第45条 (罰則)

(罰則)

- 第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成して記録した公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 第30条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

【趣旨】

第1項関係

本項は、実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託若しくは管理の事務を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成して記録した公文書を提供したときに、罰則を科すこととしたものである。

第2項関係

本項は、実施機関の職員等が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合に、罰則を科すこととしたものである。

第3項関係

本項は、実施機関の職員が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集した場合に、罰則を科すこととしたものである。

第4項関係

本項は、個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

第5項関係

本項は、この条例で定める個人情報の開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に対して、過料を科すこととしたものである。

【解釈】

- 1 本条で定める罰則は、故意による行為のみを対象とし、過失による行為は対象としない(刑法(昭和40年法律第45号)第38条第1項)。
- 2 本条と地方公務員法との関係について
地方自治法第14条第3項で普通地方公共団体が、条例で違反したものに対して科すことができる最大の量刑である。これは、個人の秘密に属する事項が記録された公文書の中でも、

個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成して記録した公文書は、他の公文書と比べ、漏えいした場合には、被害の広範性を招き、個人及び社会に与える被害、影響は最も甚大なものとなるとともに、実施機関の個人情報の適切な取扱いに対する信頼を著しく損うことになるため、地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重し、量刑を科すこととしたものである。

第1項関係

- 1 「実施機関の職員若しくは職員であった者」とは、第2条第1項第3号の解釈と同義であり、「第11条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、第11条第3項の解釈と同義である。
- 2 「正当な理由がないのに」とは、当該個人情報を取り扱う事務又は業務の性質上、当該業務とは何ら関わりがないものへ提供する等、提供した理由に社会通念上妥当と認められる理由がないことをいう。具体的には、実施機関の職員が第8条の規定に違反して提供した場合や、受託業務に従事する者が第11条第3項の守秘義務又は委託契約における契約事項に違反して提供した場合等をいう。
- 3 「個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成して記録した公文書」とは、一定の基準又は一定の様式に基づき個人情報が記録され、個人情報が集合している状態にあり、電子計算機処理により電磁的記録化されているもので、電子計算機を用いることにより、特定の個人情報を検索することができる状態又は直ちに検索できるよう検索条件等を設定するなどの工夫を施し整理されている状態にある公文書のことをいう。また、そのような集合物が更にいくつか集められた物であって、多目的のデータとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として特定の事務を処理するもの（データベース）も含む。
この項では電子計算機を用いることにより、特定の個人情報を検索することができる状態又は直ちに検索できるよう検索条件等を設定するなどの工夫を施し整理されている状態にある公文書のみを漏えいを罰則の対象としているが、これは、電子化された公文書の提供が紙ベースのものと比較して、漏えいした場合データマッチング等による個人の権利利益の侵害のおそれが大きいためである。紙ベースに含まれる「個人の秘密」の漏えいは、地方公務員法の守秘義務違反により処罰しうる。
- 4 「（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」とは、コピー機による複写、電磁的記録をフロッピー等に複製又は紙媒体に出力した場合、一部分を削除するなど内容を加工した場合でも、既存の公文書との同一性が認められる場合には対象となる。また、体系的に構成されている相当数の個人情報から、数名分を抜き出し、提供した場合であっても本条の対象となる。
- 5 「提供」とは、差し出して相手の用に供することをいい、公文書を渡す場合のほか、閲覧させることも含まれる。

第2項関係

- 1 「その業務に関して知り得た個人情報」とは、実施機関の職員又は受託業務従事者等が、自己の業務の執行に関連して知り得た公文書に記録されている個人情報はもとより、担当外の個人情報であっても業務に関連して知り得た公文書に記録されている個人情報を含むものである。
- 2 「不正な利益を図る目的」とは、金銭を受領するため、退職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や社会公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。
- 3 「提供し、又は盗用した」とは、実施機関の職員又は受託業務従事者等が当該業務の目的以外の目的で自らが利用すること、又は他人が利用できる状態にすることをいう。

第3項関係

- 1 本項は、職権濫用行為を対象とすることから、その主体は、実施機関の職員のみが対象となる。
- 2 「職権を濫用して」とは、実施機関の職員が職務上の権限を用い、職務の執行に仮託して職務でない行為を行うことをいう。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的で」とは、収集した目的が個人的な利益、興味、欲求等を満たす目的である場合など、職務のために使用する目的以外の目的で使用することをいう。
- 4 「文書、図画又は電磁的記録を収集したとき」とは、実施機関内又は各実施機関相互間での収集に限らず、国、他自治体、関係機関又は第三者等から収集した場合も含み、公文書であるか否かを問わず、有形的な物件を収集する行為で、収集する意思をもって収集することをいう。

第4項関係

- 1 「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。」とされている。
- 2 審査会の委員は、その審議の場合において、不服申立事案では、個人の秘密に属する事項に係る個人情報やその他の非公開情報をインカメラで審査することになるとともに、条例の各諮問事項等の審議でも、その審理の過程において、職務上様々な秘密を知り得ることになることから、この場合の「秘密」は個人の秘密のみならず、職務上知り得た秘密が対象とされる。

第5項関係

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、たとえば、第14条第2項又は第17条第3項の規定に基づく本人等であることを証明するために必要な書類を偽造又は盗用する等により、他人になりすまして、個人情報の開示を受けた場合などが想定される。また、その他の不正手段には、脅迫、賄賂を渡すなどにより開示を受けることなども含まれる。
- 2 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者のことをいう。
- 3 偽りその他不正の手段により開示を受けた場合には、第三者に開示されることなどによる個人の権利利益の侵害を防止するために、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示制度の適正化を担保する必要が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する秩序罰である「過料」を科すこととしたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項第 7 号及び第 4 項、第 8 条第 5 号並びに第 9 条中審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日等、必要な経過措置について定めたものである。